

8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7

理財局特別情報

(第六十七号)

終戦後のわが国貿易

(昭和二十七年七月)

一、終戦後現在わが国の貿易は極めて特異な性格と動態をとつてゐる。尤づこれには、ポツダム対日宣言第十一項で、日本がその経済を維持し、賠償を履行するために必要な産業を維持することを認め、この目的のため必要な原料を入手することを許容するという根本方針に基いてゐる。次に昭和二十九年九月二十二日に発布された降伏後の米国の当初の対日政策は、これを敷衍して、日本は、やがては諸外国との正常な貿易関係の再開を許されるが、占領期間中は適當な統制の下に、外国から手組な目的のために必要とする原料その他の商貨を購入することを許され、またその輸入の支拂をするために、商貨を輸出することを許される。一切の商貨の輸出入、外国為替及び金融取引に対しては統制が実施される。対外貿易及び金融の統制の方針と運用はSCAPの承認と監督の下におかれるが、その目的はこれらの対外取引が、占領目的に違背することのないよう、また特に日本の取得する一切の対外購買力が日本の缺くべからざる必要のためにのみ利用されるよう保障することにあり、と述べてゐることに明らかにならざる必要のたのみ利用されるよう保障を熱望すれば、現在のわが国に行われといふ貿易が、どんな性質のものであるはずであるかが、およそ理解できるのである。

何よりもまづこの貿易の特質は、いわゆる管理貿易たる点にある。輸出入の一切が、連合国

軍費高可全性の兎全を管理下に有る。この点でわが國の自主性は殆んど全くないに非ない。A Pの対日貿易管理の方針は昨年三月に発表されたが、それによれば、輸入は國內の治安を確保し、國民の健康を維持するに必要と認められる範圍内で許され、輸出は自國の輸入の決済代金を獲得し、かつ連合軍の占領負担を軽減する範圍内でのみ認められるのである。

このように貿易の主動性が連合國の側にある。わが國の自主性が大きく制限されているところに、現下わが國貿易の基調がある。これから導かれるいくつかの特質について順次考察を述べてゆくんが、根本が管理ないし非自主貿易にあることを、常に念頭におくことが大切である。貿易の特殊性格について、通常國産性、計画性、無為替性等の規定が管理性と併行して挙げられる。しかしこれらは予備的に理解すべきでなく、管理貿易の基本性格と結びつけて具体的に考へなければならぬ。

國産貿易は管理貿易と必然的な連続をもつものではなく、民營自販管理でも、占領軍管理の貿易はなりたつておるが、國産の方がより一層占領目的達成に有利であるため、現在は一切の貿易が貿易統制により國産の形態で行われている。いわゆる貿易の再開が、民間の自由な相互貿易の再開を意味するとしたら、それに近い将来に期待するのはあまりに性急である。今問題になつてゐる民間貿易というのは、主として相手方の民間貿易であり、こちらは依然として國家管理貿易が大群であろう。この場合は必しも國産である必要はないが、政府および連合軍の管理は相當長期間撤廃されることは予想できない。

次に計画ないし統制貿易ということば、管理貿易に当然連なる性格である。現に輸出入の一切が

内一

計画されるばかりでなくそれに伴う生産、配給消費並に計画の枠を定めておるのである。民間の自由な意思による貿易とは決定的に異なるのである。いわゆる民間貿易の再開が許されても、民間業者の相互折衝の余地が、ひろくなる程度で、輸出入の計画統制がばざることは、管理貿易の続く限りありえないであろう。

無為替貿易という規定は必しも正確に事態を表現するものではないが、とにかく為替の存在しない状態貿易なることを意味している。しかし為替の貿易でも無為替なり、バーター制で交易の折られる場合があり、わが國の貿易の特質は為替レートの設定されること、外貨動定が國の管理外で一方的に管理されることにある。その意味で單純なる無為替貿易ではない。

以上に述べた諸特質と関連して、わが國の貿易活動がすべて國境内に限られ、海外の卸面に全くタッチできないという特徴がある。この意味では、わが貿易の史態は前館貿易ないし居留地貿易に近いものだといえるのである。そしてこの性質は今後も管理貿易の継続とともに相当続くものと考えられる。さらに貿易内容について、貿易を許された趣旨からの当然の制約として極めて懈つた特質がある。量的にも質的にも占領目的達成に必要な、換言すれば、治安と民生の保持に必要な、最小限度の輸入と、それを賄うためにのみ認められる輸出というように、限られたものである。為替な自由貿易には程遠いものなのである。またその貿易商品は、食糧及び必要最小限の原料輸入と、生糸や雑貨機械等のストツクの輸出から成りたつてゐる。もちろん原料輸入と綿織品輸出というように為替に近い貿易も附加されるが、これはまだ運搬にかつた程度である。このような貿易構成が、今後あるべきわが國の貿易構成であつてよい筈がなく、それ

三

は経済再建と産業再編成の大きな問題として、慎重に考慮されなければならぬ。

二、以上に見たように、わが国現在の貿易は極めて特異の性格と形態をもつたものであり、これを少し拡大しただけで貿易が再開されたと称するのは早計なことは明らかとなつたが、以下さらに現状をや、具体的に分析してその正しい理解に資したい。

尤も貿易の機構から、連合軍管理下の国産計画貿易は貿易額を主体として運営される。主体というのは貿易の当事者となることであり、自主性をもつことを意味しない。その意味の主体性は連合軍最高司令部にのみ属することはいうまでもない。貿易額は貿易の一方の当事者となり、輸入商社のタイトルを保有して、連合軍司令部と取引する行為能力をもたせられているのである。日本側は政府を代表する貿易業者が、守り口経済科学局貿易課を相手方として折衝するが、もとよりこれは対等関係である筈はなく、輸出入の計画から個々の取引の実施に至るまで一切は守り口の指令または承認の下に行はれ完全な管理貿易である。管理貿易とは国の管理でなく連合軍の管理であることはもとよりである。いわゆる民間貿易が開かれても、この管理関係は動かない。いまでは、業者同志の交渉が全く認められなくなつたのが、ある程度日本の業者も外国業者に接近し得ることになるに止り、貿易の当事者はやはり貿易業者であり、外国の業者は外国政府の扱う品目以外ある程度個別納税取引ができることになるのである。

輸出入品の発注、買上、受渡等の実務は政府機関だけでやるわけはないから、米側側はリSCCその他の機関を使用し、日本側は輸出入の代行機関を藉用してきたのである。即ち日本側の貿易機構は、貿易業者とその補助機関としての品目別の代行機関があり、その下に

外ノ一

個々の業者が配置される形であつた。しかしこの代行取扱機関は従来の実績がある熟練した商社を便宜これに充て、さらに、これについては古い勢力を温存することになることや、独占禁止の趣旨に抵触する等の問題が多かつたので、貿易公団や公廉のような形で、新たに貿易の実施を担当させる機関を創設する案があるようである。かりに公団ができて貿易を代行するのでなく、主体として取引に当ることになるとすれば、それは今の国産貿易ではなく、貿易業者の管理する公營貿易となる。いづれにしても国産貿易ではない。しかし現在の貿易業者は、貿易に関する計画を樹て、貿易業者や貿易関係産業を統制監督するに止らず、自ら輸出貨物の買上げ、輸入物資の賣渡しの取引を担当する当事者となり、その代金を貿易資金特別会計によつて経理するのである。昨年四月の守り口覚書で貿易国産の原則は確定したのである。この覚書により、貿易業者は輸出入貿易上必要な一切の権限をもつことになつたのみならず、その反面として、輸出貨物の引渡、輸入物資の引取りの責任は勿論貿易に関する一切の取引上の危険負担、クレームの発生に伴う責任と債務がすべて貿易業者に帰属することとなつた。貿易業者は貿易業務について守り口の直接の指導監督を受け他の官廳とは異つたスイゲネリスのものである。

次に貿易実務の担当のために、とりあえず日本棉花輸入協会、日本生糸輸出組合等の七十余団体、品目別取扱機関として指定してきたが、これについては、さきに觸れたように貿易公団等の案がある。この輸出入品目別の取扱機関のほかには輸出貨物原料の確保配分の目的で日本輸出品用原料株式会社を設け、さらに輸出入品の運搬保管のため、貿易物資確保協会の設けてきた。輸出入品の取扱機関の下に個々の貿易業者があり、その下に生産者や消費者が結びついて貿易の

五

機構が組み立てられているのであるが貿易業者の整備と再編成については問題が少くない。
 三、右に見た貿易機構により、実際の貿易がどのように運営されていくか、その手続等について簡
 単に説明しよう。

昭和二十年九月司令部は、当国日本の必要とする資材で輸入を要するものの計画を指令した。
 さらに覚書により輸出入計画とその資料に關する詳細な手続を指示した。これによつて、輸出入
 に關する年間及び四半期計画の提出が第一の手続となつた。しかし、この輸出入の計画は、個
 人の輸出入をこの計画の枠内で許容しているものではなく、それは一応の希望の表示にすぎず、司
 令部側の決定の参考となるに止るのである。従つて個々の輸出入は、この計画に拘束されず、時
 時の情勢に応じて行われべきだ。殊に昨上半期までは、大部分がいわゆる指令輸出で、正帯の
 輸出手続によるものは例外であつた。輸出手続は輸出品の生産箇所から完成製品の船積みまでの
 長期に亘る複雑な手続を規定し、輸入の方は輸入在の陸揚げ又は拂下受けから配給機関渡までの
 比較的短期間の手続を規定しているが、兩者に共通の特色は、占領軍の豊富な統制下に物資の積
 出と引取りを実行するといふ非自立的な管理貿易の性格を明瞭にしている点に見られる。

第一に貿易取引の当事者は決して対等関係でない。輸出品が認可を受けて、海外に送られても
 それが無効なときは司令部側は何等責任がない。これに對して、日本側は輸出に關する申請書
 記載の事項を完全に履行する義務があるのみならず、外国政府やその機関に一切の迷惑を及ぼさ
 ない責任がある。輸入についても、そのまゝの状態を受取るだけで、何等のクレームをもちえな
 い。貿易上の危険負担やクレームは一切貿易業者が引き受けるのである。

内ノ二

第二に輸出入の手続はすべて貿易業者が担当し、他の公私の機関が手続に關与することは許され
 ない。因替貿易を建前としてきた、民間貿易の再開はこの点で、ある程度の矯正を要すること、な
 らう。

第三に輸出入手続には決済や価格についての手続がない。これは司令部の取引を、貿易業者が委
 託代理していることである。先にも觸れたように、為替の取組みはなく為替相場も存在しない。
 貿易業者から司令部に引渡した商品はUSCCの取扱いで外國で賣られた時その売値から諸掛りを
 差引いた外貨額を、米國陸軍省の日本貿易勘定に貸記する。輸入品を引取つたときは、海外市場
 における買値に諸掛りを加算した外貨額を日本貿易勘定に借記する。このように貿易の勘定は、
 すべて外貨建て、日本國外で整理されおりわが方は窺知しえない。

なお日本側の整理は貿易資金特別会計を通じて行われることは周知の通りである。貿易資金は
 輸入物資の国内賣上代金を収入とし、輸出物資の買上代金を支出とするが収入不足は五十億円を
 限度として借入金で認められる。貿易資金の運用は貿易物資とその取引に基く請求権に限られ、
 輸出前貸その他の貿易金融は原則として認められない。これらについては貿易手続の制度が利
 用されることになつていく。輸出手続は貿易業者が最近の数ヶ月間に輸出し得る見込をたてた商品
 について輸出準備申請書を司令部に提出することから始まる。輸出向商品の見込生産は禁止され
 準備申請の承認がない限り輸出品の生産、蒐所に着手してはならないこととなつた。輸出準備申
 請者が認可になれば、貿易業者は輸出向商品の発註と蒐所に着手する。そして輸出取扱機関に蒐祈
 指圖書を交付する。輸出品の準備が完了し即時積出が可能となつたときは、貿易業者は輸出引渡申

請者を提出し、それが認可になると輸出品の引渡が行われる。引渡は月〇日を原則とする。なお輸出品原料の配給、輸出貨荷前此の凍結、輸出検査等の細かい手續は省略する。

輸入について、輸入計画の提出のほか、輸入申請には帶給実績、予想、使途等を明細に記入した書類の添付が命ぜられている。引取りは原則として輸入港の本船で行われる。輸入品の配分は委員会できめられる。占領軍持下げ物資の引取も大体輸入品と同様である。

四、輸出入計画が最初に提出されたのは、二十一年十一月であり、これは二十一年十二月から二十一年末迄のもので極く大ざっぱのものであった。緊急に必要とする食糧輸入を中心として、石炭、石油、煉鉱石、棉花等の輸入と、繊維製品を中心として機械金属製品、化学製品、美術工芸品、雑貨等利用しうるあらゆる品目を輸出として挙げたものであった。総額は輸出入とも三十億円程度であった。その後若干訂正したものを二十一年末に昭和二十一年の輸出入として提出した。その後追加的な輸出入の要請をしてきたが、過般司令官の命令で昭和二十一年下半年と二十二年の輸出入計画を提出している。これは次表の通りである (單位百万円)

品名	輸 入		輸 出	
	二十一年下半年	二十二年	二十一年下半年	二十二年
綿 糸	二、四二八	三、七九二	二、四二八	三、七九二
織 維 雜 品	四三〇	五、五九五	四三〇	五、五九五
絹 人 絹 糸 布	二、〇〇三	六、八二九	二、〇〇三	六、八二九
生 糸	一、二九三	一、六三〇	一、二九三	一、六三〇
油 脂	八五四	一、九七二	八五四	一、九七二
食 品	二、一九八	三、八一七	二、一九八	三、八一七
機 械 器 具	一、八四四	四、四一六	一、八四四	四、四一六
計	一、六三〇	一、二〇三	一、六三〇	一、二〇三

外ノ三

品名	輸 入		輸 出	
	二十一年下半年	二十二年	二十一年下半年	二十二年
鐵 械 器 具	六、四九五	二、二四四	六、四九五	二、二四四
農 水 畜 産 物	四九六	八、八二五	四九六	八、八二五
七 色 布	一、三六	六、三五	一、三六	六、三五
美 術 工 芸 品	二、八〇	六、七〇	二、八〇	六、七〇
區 藥 品	一、三一	四、五六	一、三一	四、五六
ゴム及びゴム製品	九	四、〇七	九	四、〇七
陶 磁 器	八三	四、〇一	八三	四、〇一
硝子製品	一〇	三、三四	一〇	三、三四
金 属 類	九四	三、二八	九四	三、二八
セロロイド	一〇五	二、四六	一〇五	二、四六
麻	二五	二、八一	二五	二、八一
その他(化学製品皮革、石炭、紙、木材等)	九、〇三五	二、三九四	九、〇三五	二、三九四
計	一、〇、一三一	一、八、八五二	一、〇、一三一	一、八、八五二

この計画は意外に報道されたところ、日本貿易の急速な復興振りに驚いて、対日援助を止めさせようとの議論を起させた程の大規模な計画であった。これはインフレーションによる名目的増大を別にしても、昭和十一年頃の輸出入額の約三分の一に当り、輸出産物が最大限に活動した場合によくやく満しうる計画であるから、現実には到底これを遂行できない。現に昭和二十一年下半年の実績は計画の二割から四割程度しかいっていないのである。終戦以来昨年までの実績は、

輸出は二億九千七百方円、輸入は三十五億八千七百方円、差引入超は六億九千万円となつてゐるが、円建ての勘定は実態をあまり示さず差引がある。外電の報ずるところでは、この期間の日本の貿易勘定は輸入三億四千五百万円、輸出五十八百万円、差引入超一億八千七百方円であるが、これには生糸二百万噸の売上代金が入つてゐるが売れ残りの六万噸の方は入つてゐない。その反面原棉の代金が未決となつてゐる。これらを勘案すれば、輸入は約三億、輸出は約一億二千万円と差引入超一億八千万円というところであろう。一億八千万円は実質上クレジットを待っているわけである。この外米圓以外の朝鮮、中国、香港等に輸出した九億円、輸入一億五千四百方円、差引入超七億四千六百方円があり、これを加算すればバランスは一億五千五百方円の借差となるわけである。さらに棉花輸入と綿製品輸出のバランスは八千万円は貸勘定として残る筈である。

次にこの内訳を見ると、輸入は食糧が五七%、原棉が三七%で、兩者合計で九四%、残りの六%が石油、燐鉱石等である。輸出の仕向先は、米國九六%、朝鮮二〇%、中國七%で、輸入は米圓から九六%と圧倒的である。輸出の品目では、生糸が四〇%であるが、大部分はまだ売れ残りのない。その他は錫、鉛、アンチモニー、ゴム等が一六%を占め、朝鮮、香港向けの石炭九十二万噸が一三%を占めてゐる。このように輸出品の構成は極めて変態的で、本来日本の出したくないものが二九%を占めてゐる。そのほかに杭木、電気機内車、通信機、自転車部品、染料製品、時計等が若干ある。これらのものは大体米圓以外の東亞向けの輸出品である。しかし米國と七割近くを輸出してゐることは注目すべきで、昭和三年頃は東亞南方向けが七割であつた頃と非常な違ひである。この状態がいつまでも続くべきではなくまた続さるものでもなからう。

内ノ三

柱に繞繞した輸出入の實績から判断して、戦後の初が圓の貿易の戦前のそれとの相違点が明らかとなる。

第一に輸出品の大部分が終戦当時のストツツ品であり、凶作な年々の生産から賄われたいものでない。しかも日本の輸出したいもの以外のものが多いためである。これは食糧等の緊急に輸入を必要とする物資の見送りとして、当座の間に合はせにけなしたものをばたきだした観を呈してゐる。また生糸も大部分がストツツ品であり、錫、鉛、アンチモニーもそうであり、織物雜貨等々みな然りである。

第二に輸出品の構成が變態的であることは前にも指摘した通りであるが、生糸、茶葉を除けば、石炭、錫、ゴム、鉛等の原料や、車輛、機械、航本等の製品は、本来日本の輸出力があるものではない。また輸出したいものでもない。本来の輸出品の大宗にらぐき綿糸布その他織物製品は殆んど見るべき生産を挙げない。従つてこの期の輸出に占める地位が非常に小さくなつてゐる。

第三に輸出の仕向先が米圓に偏してゐて、東亞向けが少い。

第四に輸入において食糧が圧倒的部分を占め、原材料や復興用資材の輸入までにか及ばなかつたといふことである。

以上で終戦後の貿易の實情を大体述べたのであるが、ではどうして貿易がこのように訖画と啖い違つて不敏であつたのであろうか。

在洋品が疎閑により分散されていたため、此の懸荷がうまく切なかつたことである。また、
 どほ十三方依の積出予定が、七方依に止つてゐる。雜貨類の輸出が停頓したのは、何といつても
 急場間に合わぬの、見込み生産をやらず、それが粗製濫造となり、しかもなげなしの資材スト
 ックを無駄使ひしてしまつて滞貨となつたことである。これらの品は主として東亞に向けられる
 筈であつたが、この方面への輸出は殆んど南産品に止つた。さなきだに乏しい貴重な資材を、
 このようにして浪費してしまつた物となつた。此れに対して、乏しい資材は国内の最低必需品
 に向つて、なお余りがあれば輸出すべきものであり、確実に輸出されるという保障がない限り、生
 産に着手すべきではないといふ意見が起り、いわゆる見込み生産の全面的禁止が提案された。

このような国内事情のほか、輸出品を受け入れるべき海外の情勢もよくわなかつた。それ
 は一般的には反日感情の強いことであり、内容的には粗悪品の多かつたことでもある。司令部の
 検査でも自転車など大部分が不合格となつてゐる。生糸も濠洲などは不評であり、米國では例
 のナイロンとの競争がある。しかもナイロンより生糸の価格が高かつた。生糸の売れぬきは特に
 悪い。綿糸布身の織維製品はわるくはないが、肝腎の買手たる東亞南方諸國に購買力がない。も
 つとも最近の情報は綿糸布が価額一億二千七百万円売れたといわれる。此れはUSCCの努力
 に負うところが大きく、今後はこの部面に明るい希望がある。

輸出不振の今一つの重大な原因として、貿易金融の問題がある。例の貿易資金特別会計は、は
 じめの見込みとちがつて、輸出産業への前貸というような融資的な運用ができなかつたこととなつた
 ので、貿易金融に行き詰つた。此れに対して貿易手帳の活用を四り何とかやりくりしてゐるが、

業者の振出しに改めた程度では充分とはいえず、針織支拂も悪になつてゐる。輸入については、
 食糧と棉花が基本であるが、食糧の世界的需給は良好といつて、單に輸入に俟つの態勢は考
 えなおさなければならぬ。此れに反して棉花は相当有望であり、二十一年には八十九万俵のわり
 あてを交付大分が入所してゐるが、此れまた肝腎の国内紡績が振つず、消化不能の声をえある
 一方で原棉見送した、ずとして繰廻りを見送りをしている。原料の輸入は疾病と社会不安を防止す
 るに必要な最低限において許さるべきだといふ考え方も、世界的織維製品不足を緩和するため
 に日本の綿業を利用すべきだとの意見とがあるが、後者の方が有力だ。とロイター報道が傳えてい
 るが、このように有望な綿業をなんとしても再興しなければならぬ。

五、以上で貿易の現情、性格等をおよそ知り得たのであるが最後に若干の展望を附加して結論とし
 たい。民間貿易の再開について、さきにも指摘したようにあまり大きな期待をもてない。自主
 的な巨額貿易の再開はなおさら近い将来に期待すべきでない。先づ第一になすべきことは形式ど
 なく、貿易の内容を巨額な状態にたてなおすことである。管理、調整、計画貿易の形態は此れに
 くらべれば、どうでもよいことである。為替のないことは何よりも不利である。貿易産業を包摂
 したわが國産業構成を再編すべきときに第一の為替レートがないことは、整理の基準を樹てにく
 くするものである。國際經濟との連絡なくしてはわが國經濟の再建はありえない。國際經濟との
 結びつきは前提である。此れを明確にすることは何といつても必要不可欠である。
 貿易構成は早く変更から脱しなればならぬ。貿易加工を主とするのもよいが、年々の經濟循環の
 うちに貿易を繰り込んだ再建の至濟表がたてられねばならぬ。織維製品の輸出は依然として有

望であらう。棉業に限らず、七、八絹、又チ立ちなれるべきである。生糸はナイロン等に駆逐
されると憂えるのは早い。科学技術の力で化学工業に対抗すること、電力を極度に利用すること
等を考えればまだまだ発展の余地があらう。東亞、南方の市場は欧米諸国との競争にもか、相
ず大きな消化力がある。購買力にはや、難点があるが、これに解決しえない問題ではない。そん
なことも心配する前に先づ生産することである。高度の技術や芸術品もよい。或は労働力を多く
必要とする部面を受けもつて資金と雇傭を確保することもよいのである。要は経済を再建しよ
いのをどしどしつくることである。今後の世界経済は生産と雇傭の漸次増進を目的とし、国際
通貨基金と貿易組織を二大支柱として新しい自由な貿易体制のもとに運営されるであらう。水が
國も早くこれに参加して、世界至所に寄与するところがなければならぬ。アウトサイダーとな
ることは自滅行為である。貿易の再開は正しくはこの機構に参加することである。

ではこの国際機構への参加は容易に行われるであらうか。基金と銀行への拠出金をどうするか。
これが既に四、五億弗としたとき国内産金はこれに充じうるであらうか。平価の決定は国内通貨
の不安定により窮地に立つのではないか。

しかし出資金の調達と平価の決定は、いかに困難であつてもほつておいてよい筈はない。まづ
自力の限りをつくし、しかるのち外國の好意ある援助を待つのである。発展は徐々にしか行われ
ない。しかし希望をもつて苦難の途を切り拓くのである。